

## 目次

- I 育成する人材像と研究科の教学目標
- II 研究科を取り巻く情勢と 2020 年度の教学課題
- III カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況
- IV FD等の授業改善
- V 2021 年度入試
- VI 学習・進路就職支援
- VII 教育支援体制・ティーチングアシスタント制度等の有効、適切な活用
- VIII 法務研究科の運営について
- IX 2020 年度研究業績

## I 育成する人材像と研究科の教学目標

### 1. アドミッションポリシー

本研究科は、「私立京都法政学校」から始まる 100 年にわたる立命館建学の精神および教学理念に則り、豊かな人間性と国際的視野を持った法曹を養成し、社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。

より具体的には、本研究科は、「地球市民法曹」の養成を教育目標として掲げている。「地球市民法曹」とは、第 1 に、グローバリゼーションの進展の下で市民の立場に立って地球的視点で活動できる法曹であり、第 2 に、法曹として様々な専門分野(国際取引、知的財産法、税制度、環境保護、刑事弁護、家事法務等)をもって活躍する法曹であり、第 3 に、鋭い人権感覚を有し公共性の担い手として活躍する法曹である。

### 2. 学力形成・進路就職目標

#### (1) 地球市民法曹養成のための特色あるプログラム

教学理念である地球市民法曹養成のために、本研究科は、第 1 にグローバルな視点の養成という点では、アメリカン大学からの派遣教員による「英米法基礎」の講義や、その協力の下にワシントンD.C.で実施している「外国法務演習 I (ワシントン・セミナー)」、シドニー大学と共同で開講している「現代法務特殊講義(京都セミナー)」及び単位外となるが「東京セミナー」といった科目によって、その実現を図っている。

第 2 の法曹としての専門分野の能力開拓は、先端・展開科目の講義 4 単位と演習 4 単位をセットで履修できることとすることで、専門分野の知識を体系的に身につけ、さらに、実務的な応用力を付けることを図っている。

第 3 の鋭い人権感覚と公共性の担い手意識の養成は、とりわけ、「リーガルクリニック I・II」及び「エクスターンシップ」という臨床系科目の選択必修制によって現場の感覚を学ぶことで、その実現を図っている。リーガルクリニック I に関しては、舞鶴市と連携しての出張法律相談を実施し、また、同 II についても大津市で法律相談を実施している。エクスターンシップの実習受入先確保については、京都・大阪・奈良の 3 弁護士会、民間企業及び地方自治体の法務部門との連携に努め、一定数の受け入れ先を確保している。

これらのプログラムは、本研究科における法曹養成教育の特色として、受験生、学生、社会にアピールしているとともに、2017 年度に実施された日弁連法務研究財団による認証評価にあたっては A 評価と高く評価されている。

## (2) 司法試験合格に向けた学力形成

本研究科は、司法試験に合格し法曹への道を拓くとともに、上述のような特色ある質の高い法曹を送り出していくことを目指している。法曹になるためには司法試験に合格しなければならない。2019年度司法試験においては、合格者数は前年度より9名増加し、全国12位となる24名の本研究科修了者が合格したものの、2020年度司法試験においては、最終合格者8名という厳しい結果となり、全国平均合格率39.2%に対し、本学の合格率は10.7%にとどまり、全国平均の半分を下回らないという目標水準をクリアできなかった。今後とも教育内容・方法の一層の改善を進め、正課における知識定着や書く力の向上へ向けた取り組み、また修了後の継続的学習の環境形成・サポート体制を充実させていかなければならない。

## II 研究科を取り巻く情勢と2020年度の教学課題

### 1. 社会的環境

全国の法科大学院の志願者数及び入学者数の減少に歯止めがかからない状況を受けて、文部科学省中央教育審議会は、2018年度より、法科大学院入試受験に当たっての適性試験の受験を任意化することを決定し（その後、適性試験は実施されていない）、2019年度からは、法科大学院の入学者選抜において、法学未修者又は社会人の割合を3割以上とする努力義務規定も撤廃している。また、2021年度からは、修了者の相当程度が司法試験に合格できるよう充実した教育を行うことおよび在学期間の短縮により法科大学院課程修了までに要する負担の縮減を図ることで、優秀な人材が法曹を志望することを狙った法曹コース制度が新たに導入され、本法科大学院も本学法学部との間で法曹養成連携協定を締結したうえで、文部科学大臣より認定を受け、設置が認められた（募集人員15名）。本制度に基づく、特別選抜入試は2022年度（入学者）入試から実施される。また、かつてのネガティブキャンペーンの影響は年々低下し、法務人材が必要とされているという報道や、法曹コースの設置など法曹志望者にとって好意的な報道がなされるなど、法科大学院志願者の層は増加している。

以上の政策動向や報道を背景に、法科大学院受験へのハードルはやや下がり、全国の法科大学院の延受験者は、2019年度は大幅に増加した（8090名）。しかしながら、2020年度は再び減少に転じ（7369名）、2018年度並みの数（7258名）に戻っている（2016年が7518名、2017年が7449名）。また、2020年度に法科大学院に実際に入学した者の数は1711名となっており、こちらも同様に、2019年度（1892名）から減少している（2016年が1857名、2017年が1704名、2018年が1621名）。法学部・法科大学院5年一貫教育である法曹コース制度に合わせて、2023年度からは、法科大学院課程に在学する学生であっても、所定の単位を修得し、1年以内に修了見込みの者は司法試験が受験できるようになるが、司法試験受験までの受験期間が短縮されることが法科大学院志願者数の増加につながるのかは、今後の全国の志願動向を踏まえた分析が必要である。他方、司法試験の合格者数は、当初の目標が3000人であったが、2008年度2065人、2009年度2043人、2010年度2074人、2011年度2063人、2012年度2102人、2013年度2049人と2000人以上を維持してきたが、2014年度1810人となって、初めて2000人を下回り、2015年度も1850人となった。さらに、2016年度1583人と大きく減少し、減少幅は鈍化しつつも、2017年度には1543人、2018年度は1525人、2019年度は1502人、そして2020年度は1450人となり、司法試験合格指数の減少傾向は続いている。以上のように、法科大学院は制度的に厳しい競争環境に置かれている。

### 2. 学生実態

本法科大学院の2020年度入学者は46名であり、2019年度と同数である。法学未修者数は8名、法学既修者の入学者数は38名であり、2019年度と比べて法学既習者の入学者数が5名増加（未修者の入学者数は5名減少）している。これを出身大学別にみると、立命館

大学からの入学者が最も大きく、23名（法学部出身23名）であり、立命館大学出身者が50%と昨年度と同様半数以上を占めている。なお、社会人（大学又は大学院修了後1年以上経過し、23歳以上の者）の入学者は16名であった。法学部以外の学部出身者は3名であった。

入学者の男女比率は、2020年度は、既修は女性10名対男性28名であった。未修は女性2名対男性6名であった。入学者全体では、女性12名対男性34名である。

2020年度の休学者は3名（継続0名、新規3名）、退学者は7名（うち、休学終了をもって退学した者は0名）、除籍者1名であった。なお、回生進行保留（原級留置）者は10名（既修4名、未修6名）であった。休学理由は、病気2件、家庭の事情1件である。また、休学には至らないが、身体やメンタルな面での不調を訴える者もおり、法科大学院の学習が厳しいことから生じる特殊性も要因であると思われる。

### 3. 教育体制

本法科大学院の2020年度の専任教員総数は25名であり、本法科大学院の収容定員に必要な教員数を充足している。また、実務家教員も必要数在籍しており、教育については適切な教員を確保している。今後とも計画的な人事により、継続的な教員確保を行い、また、教員の教育に必要な能力の適切な評価を継続する必要がある。

## Ⅲ カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況

### 1. カリキュラムの実施状況

#### （1）新型コロナウイルス感染症拡大に対応した授業及び定期試験の実施

春学期は、政府が大阪・兵庫・京都の3府県に緊急事態宣言（2020年4月8日～同年5月21日）を発出したことにより、本学において教職員・学生ともに大学内への入構禁止措置がとられた。これにともない本法科大学院においても5月6日まで授業を実施することができなかったが、5月7日以降は、全開講科目についてZOOMを利用したライブ授業を開始した。8月初旬までに各科目15回の授業を実施したうえで、最終到達度確認試験については、万全の感染症対策を施して、8月中旬に教場で実施した。

秋学期は、教学上の必要性から基本的に対面による授業を実施しつつ、健康面の不安や家族等への感染の懸念など、様々な事情により対面授業に参加できない学生に配慮してZOOMを利用したハイブリッド方式とした。なお、定期試験については教場で実施した。

#### （2）法律基本科目

##### ① L1科目

L1における基礎的な学修の確保を図る観点から、段階的学習にも配慮しつつ、法律基本科目を春学期と秋学期に手厚くかつバランスよく配置している。現在、春学期に、憲法A（3単位）、民法（4単位・契約法Ⅰ）、民法Ⅱ（2単位・不法行為）、刑法A（4単位）、商法Ⅰ（2単位）、（行政法Ⅰ（1単位）\*2019年度以前入学者）を配置し、秋学期に、憲法B（1単位）、民法Ⅲ（2単位・担保法）、民法Ⅳ（2単位・契約法Ⅱ）、民法Ⅴ（2単位・家族法）、刑法B（2単位）、商法Ⅱ（2単位）、商法Ⅲ（2単位）を配置している。

##### ② L2・S1科目

演習については、L2・S1の混合クラスとする方針で臨んできたが、法科大学院2年目と1年目の者、法律学習を数年経た者とそうでない者の混在クラスは、相互に良い影響を与え合っているものと概ね認められる。しかし、未修既修の別ではなく、学生の到達水準の差に由来するクラス運営の困難さを生じる場合も認められており、必要性が高くかつ条件の整う科目（刑事訴訟法演習）においてグレード制を実施している。グレード制の取り組みが、学生の学力向上に役立っているかは、難しい問題である。FDフォーラム等をはじめグレード制の効果については検証が継続的に行われており、今後も検討が続けられるべきで

ある。

③ 必修講義科目や演習はクラス指定制であるが、クラス変更を希望する院生が一定数存在する。受講したい科目との時間割上のバッティングなど、所定の理由があるものについて、クラス運営上の支障を生じない範囲内でクラス変更を認めている。

### (3) 実務基礎科目

#### ① 民事訴訟法実務の基礎、刑事訴訟法実務の基礎

2020年度からの新カリキュラムにより、「要件事実と事実認定」を「民事訴訟実務の基礎」と改称して、S1L2秋学期に開講している。同科目は派遣裁判官が担当している。また、「刑事訴訟実務の基礎」を新設して同様に開講している。同科目は、派遣検察官ら実務家教員が担当している。いずれも必修科目である。

#### ② 実務総合演習

実務総合演習はいずれも、研究者と実務家の教員が複数で担当しているが、このチームティーチングの実質化に引き続き取り組んでいる。部門ごとに教材作成や教授方法、テーマ選択などについて検討されている。このような入念な検討が行われることを通じて、理論と実務の架橋という趣旨に沿った授業運営のあり方が具体化されている。なお、2020年度新カリキュラムからは、「公法実務総合演習」「民事法実務総合演習」「刑事法実務総合演習」のうち1科目を選択必修としている。

#### ③ 実習科目

リーガルクリニックⅠ（法律相談）、リーガルクリニックⅡ（女性と人権）、エクスターンシップの3科目のうち1科目を選択必修としていることは、本学のカリキュラム上の大きな特色である。2020年度の受講生は、リーガルクリニックⅠが13名、リーガルクリニックⅡが12名、エクスターンシップが4名であった。クリニックについては、いずれも新型コロナウイルス感染症対策を万全に施したうえで多数の相談者に対応し、大いに社会貢献を果たした。なお、事前説明会と申し込みによる選抜、マナー&守秘義務講座、事前指導、事後の報告書提出、報告会、事後指導のスタイルは完全に定着している。

#### ④ リーガルリサーチ&ライティング

必修科目として未修者、既修者ともに各々の1年目に配置している。

### (4) 基礎法学・隣接科目及び先端展開科目

#### ① 科目展開

科目の配置、先端・展開科目の開設科目は適切であり、学生の選択にも十分に応えられていると評価できる。基礎法学・隣接科目及び先端展開科目では、問題関心に沿って選択された少人数クラスが多い結果、教育効果を上げていると評価することができる。

また、先端展開科目については、2016年度以降、市民生活密着型法曹、知的財産法務・税法務型法曹、ビジネス・企業法務型法曹、公共法務・環境法務型法曹、国際法務型法曹、刑事法務型法曹の6つの履修モデルを用意し、受講生が目指すそれぞれの法曹像にあわせて履修するように指導している。

#### ② 特色ある科目

a) アメリカン大学との協定に基づき実施しているワシントンセミナー（外国法務演習Ⅰ）は、8月に同大学を訪問して英語で授業を受けるとともに各種施設を訪問する夏期集中科目であるが、2020年度は新型コロナウイルスの関係で海外渡航が制限されたために、やむを得ず不開講とした。次年度以降の開講を目指すとともに、引き続き受講生を確保する努力を継続する。

b) シドニー大学との協定に基づき実施している京都セミナー（現代法務特殊講義）は、2月にシドニー大学生をはじめとする多数の豪州学生を本学キャンパスに迎え入れて、英語で日本法を学ぶ春期集中科目であるが、2020年度は新型コロナウイルスの関係で豪州受講生の参加が不可能となったために、やむを得ず不開講とした。次年度以降の開講を目指す

ともに、引き続き受講生を確保する努力を継続する。

c) そのほかの現代法務特殊講義としては、「複雑民事訴訟」「民法（債権法）改正」の2科目を開講した。

d) 応用人間科学研究科と共同開講している「司法臨床研究」については、リーガルクリニックⅡの受講生を中心に履修指導を行った。

#### (5) 定期試験

法律基本科目の講義科目および演習科目ならびに、実務基礎科目のうち実務総合演習については、すべて定期試験科目として執行している。また、受講生の学修時間を確保するために、最終講義日から定期試験まで一定の間隔（いわゆるリーディングピリオド）をおくように配慮している。

#### (6) 成績評価

① 成績評価については、2012年3月27日の教授会において、同一科目複数担当の科目につき、クラス間のバラツキが生じないよう、科目担当者会議を行い、成績評価基準の統一を図ること、単独で担当の科目についても厳格かつ適正な成績評価を行うこと、試験講評は、到達目標との関係がわかるように書くこと、出席していることだけで、平常点を付与することはしないこと等を改めて決議した。この内容は毎年確認されている。また、2014年度には、成績評価の客観化を一層徹底するために、科目の特性に応じて、先端展開科目を除く同一科目複数担当科目について、クラス間での成績分布に極端な偏りが生じないようにする旨、成績評価ガイドラインを改訂した。その結果、担当者間での成績評価のばらつきは解消している。

② 成績評価は、科目目標や「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」に照らして作成された試験問題を踏まえて、評価を行っている。これにより、個々の学生が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を修得したかを評価できる基準となっているといえる。

③ さらに2013年の教授会で「法律基本科目と実務基礎科目においては、学生の応答や出欠による平常点評価の割合が全成績評価のうち2割を超えないものとする」との統一的な基準につき決議を行い、この決議に従った運用を実施している。

#### (7) 疑義照会・異議申立て

2020年度春学期の疑義照会は8件、異議申し立て2件であった。2020年度秋学期の疑義照会は7件、異議申し立ては0件であった。2005年度後期（現秋学期）からこれらの制度を実施しているが、担当教員からは個別面談を行う等、丁寧な対応が行われている。

## 2. カリキュラム改革の概要・進捗

法科大学院の環境変化及び2017年度の認証評価を受けて、教務委員会でのカリキュラム改革の議論を経て、研究科として、カリキュラム改革を決定した（2018年7月10日教授会）。具体的には、実務総合演習の選択必修化、実務基礎科目の改革、科目属性の変更、展開・先端科目における受講者数の少ない科目の廃止、系統履修をより実質化するための履修セメスターの変更である。また、2020年度カリキュラムの円滑な実施に備えて、クラス数の決定、実務総合演習のグレード制の廃止などの決定等を行った。

2020年度入学者より新カリキュラムの適用が始まり、円滑に移行されている。

## IV FD等の授業改善

2020年度FD委員会は、専門分野ごと、および理論と実務の架橋を図る法科大学院の教育理念を考慮し、公法系、民事法系、刑事法系、実務基礎科目の各科目担当教員から、春学期7名、秋学期7名で構成した。FD委員会は、夏期休暇を除いて合計16回開催し（春学

期は新型コロナウイルス感染防止のためオンラインで開催)、FD活動の方針作成と実施を進めた。

授業改善に向けたFD活動の概要は、以下の通りである。

## 1. 授業改善アンケート

### (1) 概要

例年、春学期、秋学期の中頃と終わりに2回ずつ授業改善アンケートを実施し、当該授業の担当教員に回付するとともに、FD委員会でアンケート内容を分析し、教授会に報告をし、その結果を授業改善に反映させるようにしている。今期も同様に実施した。

### (2) 2020年度春学期第1回授業改善アンケート

第6週6月11日(木)～17日(水)に実施した。実施方式としては、新型コロナウイルス感染防止のため対面授業が行われていなかったため、オンラインで行った。具体的には、manaba+Rの出席カードシステムを利用して、実施した。対面授業での回収ではなかったため、回収率は延べ801名中404名(50.4%)にとどまり、前年度回収率(91.7%)から大きく低下した。他方、自由記述欄の記述が増加し、半数以上のアンケートにおいて記載が見られた。

### (3) 2020年度春学期第2回授業改善アンケート

第6週11月2日(月)～6日(金)に実施した。秋学期は対面授業となったため、実施方式は、従来通り、授業時間内に配布し、回収する方式であった。回収率は延べ645名中563名(87.3%)となり、オンラインでの実施となった春学期第2回目(37.1%)より大幅に向上するとともに、授業内配布・回収方式を採用した2019年度同時期と比べても、約5%上昇した。自由記述欄にも、6割程度に記述がみられた。

### (4) 2020年度秋学期第1回授業改善アンケート

第6週10月31日(木)～11月6日(水)に実施した。実施方式は、春学期と同様である。回収率は延べ552名中461名(83.5%)となり、春学期第2回目より回収率は低下しているが、長期欠席者の増加等の要因によるものと思われる。全科目の延べの満足度は、「非常に満足」37.7%、「満足」50.5%と高い数字となっている。自由記述欄にも、春学期第2回目と同じく、約6割に記述がみられた。

### (5) 2020年度秋学期第2回授業改善アンケート

第14・15週1月6日(月)～19日(金)に実施した。実施方式は、秋学期第1回目と同じく、授業時間内に配布し、回収する方式であった。回収率は延べ613名中529名(86.3%)であり、第1回目(87.3%)とほぼ同水準であった。自由記述欄の記述率も6割を超え、多くの記述がみられた。

## 2. FDフォーラム

例年どおり、FD活動の改善課題をテーマにして、FDフォーラムを開催した。2020年度は、3回のFDフォーラムを開催したが、そのうち2回は、新型コロナウイルス感染防止のためZoomを利用して、オンラインで実施した。

当日出席できなかった教員のために、フォーラムの様子は録画のうえDVD化し、希望者が閲覧できるようにした。

### (1) 第1回FDフォーラム

2020年5月26日(火)15:40-17:00 Zoom 出席者24名  
テーマ「Zoomを用いた法科大学院の授業」

報告者

- ① 趣旨説明 島田志帆教授・FD委員長
- ② 松本克美教授（民法演習Ⅰ）
- ③ 島田教授（商法Ⅰ）

2020年度の第1回FDフォーラムでは、「Zoomを用いた法科大学院の授業」をテーマとして取り上げた。当法科大学院においては、可能な限り対面式授業に近い授業形態をとるため、5月7日から、全授業についてZoomを用いたライブ授業が実施された。そこで第1回FDフォーラムでは、法律基本科目のうち演習科目と講義科目の担当者から、具体的な授業実施方法について報告をしてもらい、Zoomによる授業の運営方法について教員間で意見交換を図ることとした。

各報告においては、パワーポイントのPDFをZoomで画面共有する方法や、授業中の学生の発言のさせ方、また、Zoomの「手を挙げる」機能の利用方法やmanaba+Rの出席カードの利用方法などが報告された。以上の報告をもとに、質疑応答・意見交換が行われ、メリットとしては、通勤・通学の手間がない点が、また、デメリットとしては、マイクでの対話にタイムラグや断線があり、お互いにストレスを感じる点、また、授業の非対面化により、対面では容易に回答できる質問もメールでやり取りすることが増えた点などが挙げられた。今後は、各教員において自身の教育・指導において活用していく旨が確認された。

## （2）第2回FDフォーラム

2020年7月7日（火）15:40-16:40 Zoom 出席者22名

テーマ「WEB授業における平常点評価」

報告者

- ① 趣旨説明 島田志帆教授・FD委員長
- ② 坂田隆介准教授（憲法A）
- ③ 松岡久和教授（民法総合演習）
- ④ 和田吉弘教授（民事訴訟法Ⅰ）

第2回FDフォーラムでは、「WEB授業における平常点評価」をテーマとして取り上げ、法律基本科目の授業担当者が、中間到達度検証を含めて平常点評価のために、学生にどのような提出課題を課し、評価しているかについて報告を行い、教員間で意見交換と情報共有を図ることとした。

各報告においては、最終到達度確認試験とレポート、到達度確認、平常点の各割合や、到達度確認の内容、manaba+Rの小テスト機能の利用方法、あるいは、中間到達度検証を60分の時間制限のもとに、開始の5分前にメールで課題（PDF）を送信し、答えはPDFまたはPNG・JPEGの画像により担当者に添付ファイルを送信するという方法、事前課題の提出、授業での活用方法などが紹介された。その後、具体的な成績評価方法や、時間制限をしてメールで課題を提出させる場合の留意点や工夫などについて、活発な質疑応答がされ、今後、WEB授業の再開が決定されたときの参考として、各教員において自身の教育・指導において活用していく旨が確認された。

## （3）第3回FDフォーラム

2021年3月2日（火）17:30-18:35 203教室 出席者14名

テーマ「法曹コースと法科大学院教育」

報告者

- ① 坂田隆介准教授（特修憲法）
- ② 和田真一教授（特修民法）
- ③ 松宮孝明教授（特修刑法）

第3回FDフォーラムでは、「法曹コースと法科大学院教育」をテーマとして取り上げた。

今年度から、立命館大学法学部 2 回生による法曹進路プログラム（法曹コース）設置科目の履修が開始された。法曹コース設置科目においては、法科大学院未修コースと同等の教育内容を実現する必要がある。そこで今回は、法曹コース科目の授業担当者から、法科大学院教育の内容を実現・担保するための試みについて報告をしてもらい、教員間で意見交換と情報共有を図ることとした。各報告では、事例問題と解答を主とした授業運営がされていることが報告され、それぞれの科目の特色を踏まえた運営がされていることが確認された。また、各報告の質疑応答を通じて、学部生の答案作成能力を高めるための指導方法や、法曹コースの科目を受講する学生の意欲や実際の進路傾向などについて、活発に意見交換がされた。2021 年度から憲法・民法・刑法以外の法分野の科目も順次開講されていくことを見据えて、今後の教育・指導において活用していく旨が確認された。

### 3. 授業参観

2020 年度春学期は Zoom によるオンライン授業が行われたため、授業参観の実施は見合わせた。

秋学期は 11 月下旬から 12 月上旬に、FD 委員が中心となり、先端・展開科目について授業参観を行った。また、例年通り、新設科目、新任教員の担当科目も参観対象にし、新任教員自身による授業参観も実施した。

授業参観の結果については、参観者が報告書を作成し、当該報告書のコピーは授業担当者（兼任教員・非常勤教員を含む。）に渡されるほか、FD 委員会でもその内容を検討し、教授会で報告している。また、兼任教員・非常勤教員については、FD 委員長または事務室を通じて、FD 活動に関する意見を提出することができるものとしている。

### 4. その他

FD 活動の成果を公開し、社会に向けても発信していくために、2006 年度から FD 活動の概要を紹介するニューズレターを年に 1 回発行し、立命館大学法科大学院HPに掲載している。2020 年度は 2021 年 3 月 31 日に通巻第 15 号を発行した。

## V 2021 年度入試

### 1. 2021 年度入試をめぐる状況

2019 年度入試から適性試験の受験が法科大学院受験の必須条件ではなくなったことから、全国の法科大学院の延受験者は回復基調にあったが、2020 年度は 7369 名と再び減少した（2016 年が 7518 名、2017 年が 7449 名、2018 年度が 7258 名、2019 年度が 8090 名）。法科大学院に実際に入学した者の数は 1711 名となっており、こちらも同様に減少している（2016 年が 1857 名、2017 年が 1704 名、2018 年が 1621 名、2019 年 1862 名となっている）

2020 年の司法試験予備試験の合格者は 442 名であり（2015 年 394 名、2016 年 405 名、2017 年 444 名、2018 年 433 名、2019 年 476 名）、こちらも前年を下回っている。

司法試験合格者は、当初の目標は 3000 人であったが、2013 年まで、2000 人前後で推移してきた。ところが 2014 年から 2000 人を下回りはじめ（1810 人）、2015 年は 1850 人、2016 年は 1580 人と大幅に減少した。2017 年は 1543 人、2018 年は 1525 人、2019 年度 1502 人、2020 年度 1450 人となっておりここ数年は漸減傾向にある。この中で本学は、合格者数にして西日本の私立大学の中では 1 位 2 位を争う位置にあったが、今年度は合格者が 8 名にとどまり、関西 4 大学の中で合格率、合格者数ともに最下位という初めての結果に終わった。

政策動向として、統一適性試験及び入学者の 3 割を法学未修者又は社会人とする努力義務規定が廃止された。他方で法学部における法科大学院進学コースの設置を含めた法学部との連携が開始され 2022 年度入試において初めての入試が行われる予定となっている。ま



た 2023 年度には司法試験の前倒し、在学中受験の開始が予定されている。

全国的に見れば、地理的には首都圏が優位、国公立対私学では、大学生の国公立志向と授業料の格差で国公立優位の傾向が続いており、関西においても、京大、阪大、神戸大との競争が激しい。そのような中 2021 年 4 月 1 日時点での入学者数は 60 名（未修 12 名、既修 48 名）となっており、近年でもっとも入学者数が多い年となった。定員が 70 名であるところ充足率は 85.7%となっている。

文科省基準の 2 倍の入試倍率を維持しながら入学者数を増やしたという点が今年度入試の特筆すべき点である。

なお、コロナ禍において将来不安が高まり、司法試験合格という道を選択する学生が増えたのではないかという推測があるが、こちらについては 5 月に発表される全国の志願動向を踏まえた分析が必要であろう。

今後とも安定的な志願者・入学者の確保に向けて、①立命館大学法学部との連携の一層の強化（法学部の法曹志願者の掘り起こしと本学受験者の確保）と、②立命館大学法学部以外の大学出身者に立命館が受験校として選ばれる状況の確保、③法曹コースからの受験を超越した入試方式の改革、広報の強化などが必要とされる。

## 2. 2021 年度入試の改革点

- ・福岡会場の新規追加

### 2021 年度入試の実施状況

#### (1) 実施日程

	前期日程	備考
出願期間	2020 年 6 月 30 日（火）～7 月 21 日（火）	
科目選考	8 月 1 日（土）A 方式・B 方式・C 特別・ D 特別（面接） 8 月 2 日（日）B 方式・D 特別	試験会場：京都（朱雀キャンパス） 大阪（AP 大阪） 福岡（ACU 博多） ※C 特別・D 特別は京都のみ。 ※福岡会場は A 方式のみ。
合格発表	8 月 7 日（金）	
1 次手続	2020 年 8 月 7 日（金）～8 月 21 日（金）	
2 次手続	2021 年 2 月 24 日（水）～3 月 10 日（水）	

	中期日程	備考
出願期間	2019 年 8 月 18 日（火）～9 月 8 日（火）	
科目選考	9 月 19 日（土）A 方式・B 方式・C 特別・ D 特別（面接） 9 月 20 日（日）B 方式・D 特別	試験会場：京都（朱雀キャンパス） 大阪（AP 大阪） 福岡（ACU 博多） ※C 特別・D 特別は京都のみ。 ※福岡会場は B 方式のみ。
合格発表	10 月 5 日（月）	
1 次手続	2020 年 10 月 5 日（月）～10 月 16 日（金）	
2 次手続	2021 年 2 月 24 日（水）～3 月 10 日（水）	

	後期日程	備考
出願期間	2021 年 1 月 12 日（火）～1 月 26 日（火）	
科目選考	2 月 6 日（土）A 方式・B 方式・C 特別・ D 特別（面接）・E 特別（面接） 2 月 7 日（日）B 方式・D 特別・E 特別	試験会場：京都（朱雀キャンパス）

合格発表	2月19日(金)	
1次手続	第2次手続と一括	
2次手続	2021年2月24日(水)～3月10日(水)	

	履修免除試験日程	備考
出願期間	2021年2月1日(月)～2月25日(木)	
科目選考	2月28日(日) 民事訴訟法・刑事訴訟法	試験会場：京都(朱雀キャンパス)
結果発表	3月4日(木)	

## (2) 試験会場

前期・中期・後期を通じて朱雀キャンパスで試験を実施し、前期・中期試験については、大阪会場は AP 大阪で試験を実施 (A 方式、B 方式のみ)、福岡会場は ACU 博多で試験を実施 (前期 A 方式、中期 B 方式) した。

## (3) 入学試験方式

未修・既修の一般入試である A・B 方式に加え、法学未修者の社会人または非法学系課程出身者を対象とした C 特別方式 (書類点・小論文・面接で選考) と、法学既修者の社会人及び法科大学院卒業者、予備試験短答試験合格者を対象とした D 特別方式 (書類点・法律科目試験・面接で選考) を、実施している。また、2016 年度入試からは、早期卒業予定者及び飛び級入学予定者を対象とした E 特別方式 (2 年修了制・法律科目試験と面接で選考) を後期日程において実施している。2020 年度入試からは訴訟法オプション試験を廃止し、履修免除試験を実施している。

## (4) 奨学金制度

2015 年度入試以降、それまでの 2 年間支給型の A 奨学金を S 奨学金という名称に改め、その給付対象を増加させる運用を可能とするため、S 奨学金と A 奨学金をあわせて 15 名程度に支給するという仕組みで運用している。2016 年度入試以降は、E 特別方式の合格者には全員にいずれかの奨学金を給付するものとした。

## 4. 実施結果

2021 年度入試の実施結果は以下のとおりである。

## 【2021入試】年間統計

	方式	試験地	(A)	(B)	(C)	1次 手続者数	(D)	合格倍率 (B/C)	歩留率 (D/C)
			志願者数	受験者数	合格者数		入学者数		
年間	A方式	京都	53	48	16	11	7	3.00	43.8%
		大阪	27	24	8	5	2	3.00	25.0%
		福岡	1	1	1	1	0		
		合計	81	73	25	17	9	2.92	36.0%
	B方式	京都	154	119	66	34	35	1.80	53.0%
		大阪	45	42	25	19	8	1.68	32.0%
		福岡	7	7	6	3	3		
	合計	206	168	97	56	46	1.73	47.4%	
	C特別方式	京都	10	10	4	1	3	2.50	75.0%
	D特別方式	京都	4	2	1	0	1	2.00	100.0%
	E特別方式	京都	3	3	1	—	1	3.00	100.0%
未修者コース合計		91	83	29	18	12	2.86	41.4%	
既修者コース合計		213	173	99	56	48	1.75	48.5%	
総計			304	256	128	74	60	2.00	46.9%

## 【2021入試】履修免除試験

	B方式	D方式	E方式	合計	
①入学者数	46	1	1	48	
②志願者数	25	1	0	26	
③受験者数	20	1	0	21	
④受験率(③÷②)	43.5%	100.0%	0.0%	43.8%	
⑤合格者(単位認定対象)	民事訴訟法	10	1	0	11
	刑事訴訟法	6	1	0	7

## 【2021入試】志願/合格/入学者数 3カ年推移

年度	日程	志願者数			合格者数			入学者数		
		未修	既修	合計	未修	既修	合計	未修	既修	合計
2021年度	前期	35	67	102	11	36	47	12	48	60
	中期	36	80	116	11	35	46			
	後期	20	66	86	7	28	35			
	合計	91	213	304	29	99	128			
2020年度	前期	14	59	73	4	26	30	8	38	46
	中期	18	62	80	8	29	37			
	後期	24	51	75	7	26	33			
	合計	56	172	228	19	81	100			
2019年度	前期	26	41	67	9	25	34	13	33	46
	中期	19	29	48	6	13	19			
	後期	19	31	50	12	17	29			
	合計	64	101	165	27	55	82			

## 5. 課題

### (1) 志願者数と競争倍率

2021年度入試では、志願者数は304名、受験者（文科省基準）256名であり、昨年度に比べ増加した（2020年度はそれぞれ228名、200名）。志願者数は前年比133.3%（受験者数は前年度比128.0%）であった。

入試方式ごとに見ると、

A方式の志願者は81名（受験者73名）で前年度比165.3%（169.8%）、

B方式の志願者206名（受験者168名）で前年度比124.8%（117.5%）、

C特別方式の志願者は10名（受験者10名）で前年度比142.9%（142.9%）、

D特別方式の志願者は4名（受験者2名）で前年度比100.0%（50.0%）

E特別方式の志願者は3名（受験者3名）前年度比100.0%（100.0%）であった。

志願者レベルでは入試の中心となるA方式、B方式で増加したほか、他の方式も前年と同じか増加した。3回生入試であるE特別方式は昨年度と同数であった、2022年度入試からは法曹コース出身者向けの5年一貫型教育選抜方式での入試が始まりE特別方式は本学が採用していない、他大学法曹コース修了者に対する開放型入試として機能することとなると思われる。

2020年度入試から既修者試験合格者を対象にした履修免除試験を開始した。受験者は全方式合わせて21名となり昨年の14名を上回った。その結果認定されたのは民事訴訟法が11名、刑事訴訟法が7名となり大幅に増加した。訴訟法については進学者の中でも手が回っていないものが多いが、いち早く勉強を始めることが結果的には時間的余裕を持つことができることから、前・中期合格者を対象に2020年末から勉強会を開始したことが受験者増につながったと思われる。なお、未受験者であっても入学後に一から講義を行っていくので、履修免除試験を受験しないことそのものは問題がない。

2020年度入試から中期日程の実施を夏期休暇終了直前に置いたことで、中期受験者が増加した。春学期終了後の学習成果を試すという位置づけとして中期日程が機能しており、これは入試政策の狙い通りの結果となっている。

合格倍率（文科省基準での競争倍率）は、受験者256名に対し合格者は128名で、2.00倍となった。一昨年度は入学者確保の苦渋の決断として2倍を切る合格率としたが、昨年度は入試倍率2倍に戻して一昨年度と同数の入学者を、2021年度入試は2倍を維持しながら入学者が増加した。

本年度の歩留まり率は全体で46.9%となり昨年をわずかに上回った（昨年は46%）。

試験日程に着目してみると、前期日程が31.9%、中期日程が39.1%、後期日程が77.1%となっている。2019年度がそれぞれ30%、37.8%、69.7%であったから、すべての日程で昨年を上回っている。

さらに未修・既習別で歩留まり率をみると、未修（A方式+C方式）では、41.4%であり、既習（B方式+D方式+E方式）では48.5%となっている。未修については前年（42.1%）並み、既習については昨年（46.9%）を上回っている。本年度も引き続き高い歩留まり率をキープできたのは、昨年度の司法試験結果を受けた状態で入試広報ができたこと、及び合格者のすべてに奨学金を与えたことに起因していると考えられる。この点はアンケート結果を見ても明らかであり、入学の第1の動機として奨学金を上げるものがほとんどであった。もっとも、授業料免除という奨学金はほとんどの私立大学で実施されており、その中でも本学が特に選ばれた理由についてさらに検討することが必要である。

総合すると、本年度は全体的に入試政策が機能し、志願者、受験者、合格者、入学者、すべてで近年でもっとも多くなった。また3年連続で歩留まり率は高い率を保っており、この歩留まり率を維持、向上するような政策を考えていく必要がある。

### (2) 入試日程・入試会場

今年度は、昨年同様の入試日程のもとで昨年を上回る受験者を得ることができた。中期日

程を後ろ倒しにした良い影響が引き続き出ていると思われる。また新規に設置した福岡会場から7名の受験者及び3名の入学者を得ることができており、その点も特筆に値する。

E 特別入試を除いて、すべての受験日程でA、B、C、D特別方式を実施している。

大阪会場は、前期日程が34名（昨年14名）、中期日程が32名（昨年16名）で昨年より大幅に増加した。これは会場を梅田キャンパスからアクセスのよい会場に変えたことが定着したことによると思われる。

上述のように、昨年から中期日程を秋分の日前後に移動させたことは、志願者増に良い影響を与えていると思われる。

関西4大学で志願者の重なりということはそれほど大きな問題としては表れていない。

### （3）出身大学の構成・学内進学

志願者（延べ人数）については、立命館からの志願者数は105名（未修16名・既修89名）であり、2020年度の105名（未修12名・既修93名）と同数になっている。この数は2017年度の99名も上回っており、改善がみられる。受験者増を目指してさらに学内説明会等を充実させる必要がある。

2021年度入試は他大学からの志願者動向に大きな変化があった。2020年度入試では志願者が10名を超える大学はなかったが、2021年度入試では、同志社大学（34名）、近畿大学（19名）、龍谷大学（13名）、関西大学（12名）、関西学院大学（10名）と5つの大学が10名を上回った。特に同志社大学から多数の受験者があるということは想定外であった。これは同志社大学の2019年の司法試験結果が影響していると思われるが、本学の結果が振るわなかった2020年度の司法試験結果を受けてなお、同志社大学から5名の入学者（歩留率35.7%）を得ることができた。

この他、複数名以上の受験者を得た大学は多数あるが、京都産業大学、京都女子大学、神戸学院大学、大阪経済法科大学など関西圏の法学部を有する私立大学からの受験者が多くいることから、受験校として選ばれる法科大学院となっていることがわかる。

立命館出身の入学予定者は25名であり（未修4名・既修21名）、昨年の23名を上回った。手続率（歩留まり率）は54.3%と昨年を上回った。入学者数・歩留まり率共に、一昨年並（25名・58.1%）となったが、他大学からの志願者増の割合に比べると伸び率は低い。

2021年度入学予定者全体のうち立命館出身者の占める割合は41.7%となっており、ここ数年で最も低い数字となっている（2020年度50.0%、2019年度53.1%、2018年度62.5%、2017年度77.8%）。他大学からの入学者は計20大学に及び昨年（19大学）を上回った。

昨年度同様、様々な大学からの入学者を得られた事を契機として、webを利用した説明会や個別の説明会などの機会を通じて、志願者に直接触れ合う機会を増やしていくことが必要だと思われる。

今後とも立命館大学出身者が本学入学者の中心となることをふまえても、志願者の質量確保のため、立命館大学法学部との連携強化をより促進することが最重要課題となる。2016年（2017年度入試）から、立命館大学法学部生が本学法科大学院に進学することを促進するための仕組みとして、法学部4回生に対し、前・後期分または後期分学費相当額を貸与する立命館大学法務研究科進学希望者貸与奨学金制度を創設した。

2020年度から法学部では法曹コースが本格的に開始され、本学も本学法学部と連携協定を締結した。法曹コース所属の学生が入試を受けるのは2022年度入試からとなる。本学法学部で法曹コースを履修した者たちを確実に本学入試、入学へつなげるための入試戦略が重要であり、既に法曹コースを対象とした入試の説明会等を行っている。

### （4）奨学金

国公立および競合関係にある私立大学との競争上、奨学金政策は歩留まり率との関連が極めて強い。

2021年度入試では、S奨学金付与者39名中27名（69.2%）が最終手続きをしている

(2020年度は40名中19名(47.5%)、2019年度入試は38名中23名(60.5%)、2018年度入試は56名中18名(32.1%))。

A奨学金付与者57名中25名(43.9%)が最終手続きをしている(2020年度は39名中20名(51.3%)、2019年度は37名中22名(59.5%)、2018年度は28名中11名(39.3%))。こちらは昨年よりは減少している。

B奨学金は32名中8名(25.0%)が最終手続きをしており、2020年度の21名中7名(33.3%)よりも低下している。特に既習の前期入試合格者の入学は0名であり、奨学金の種別が入学意思と深い関係を持っていることがわかる。

#### (5) 入学前プログラム

入学前プログラムに関しては、従来から、未修者向けの民法の通信添削とスクーリングを実施していたところ、2014年度入試以降は、年2回開催される合格者ガイダンスにおいて、既修者向けの入学前プログラムも実施している。また、2018年度から入学者ガイダンスを3回行うこととした。

2020年度の合格者ガイダンスにおいても第1回目には未修者向けには通信添削の第1回目のスクーリングを行い、既修者向けに「司法試験合格への道」と題して、憲法、民法、刑法の担当者が実際の司法試験の問題を示しながら、合格へ至るためにどのような勉強を法科大学院の中で進めていくかのガイダンスを行った。1月の合格者ガイダンスでは、未修向けに憲法・刑法の学習と答案作成についてレクチャーを行い、既習向けには「司法政権合格への道」第2弾として、商法及び各訴訟法の担当者が履修免除試験の問題等を利用しながら、司法試験に向けた学習方法についてガイダンスを行った。

3月ガイダンスでは「あなたの司法試験合格への道」と題して、合格者や若手弁護士の協力を得ながら、法科大学院でどのように正課・エクステンション・自学の3つを組み合わせる学習を進めていくかについて、スケジュールを考えてもらうという企画を行った。

また前期・中期の既習合格者を対象に、本学の刑事訴訟法、民事訴訟法の担当者が4回にわたって両訴訟の基本の部分について講義を行うという企画を行った。これは直接には履修免除試験の対策となるものではあるが、入学政策的には本学の科目担当者から直接学習することで本学への帰属意識を持ってもらうという狙いがある。

いずれの企画も好評を得ており、これまでのように合格者に本学を選択してもらうためのガイダンスという側面よりも、本学に入学してもらうことを前提に、具体的な学習計画や、課外講座の選択の説明などを行っていくことが必要であるように思われる。

#### (6) 履修免除試験(民事訴訟法、刑事訴訟法)

2020年度入試から、既修者試験合格者向けに、履修免除試験を実施することとした。履修免除試験は、その成績に応じて「民事訴訟法I」・「刑事訴訟法I」のいずれかまたは両方の単位を認定する。実際の運用では、100点満点で60点以上となった科目につき入学時に単位を認定するものとした。

2021年度入試では、26名が受験し、民事訴訟法11名、刑事訴訟法7名が履修免除を得た。

昨年度開始された制度であり今後その効果等について検証する必要がある。

#### (7) 広報

志願者確保の観点から広報の強化は課題となっている。法科大学院志願者は漸減している中で、本学では受験者の増加がみられる。この流れをさらに強いものとするべく、さらに多くの志願者を集めるために効果的な広報戦略を考える必要がある。

コロナ禍の影響により、学外の進学説明会は軒並み中止となったことから、本学独自のweb説明会を行った。参加者数について危ぶまれたが学内向けには34名、学外向けには31名の参加者を得ることができ、中期日程向けに行われた説明会にも16名の参加者が得られ

た。

また、各大学が行う web を利用した説明会（近畿大学（本学のみ）、西南学院大学（合同）、熊本大学（合同）、香川大学（合同））に積極的に参加した。さらに、本学大学院課主管の学内（大阪茨木キャンパス・衣笠キャンパス）での web 進学説明会にも参加した。

学内進学説明会については、6 月及び 11 月に計 5 回行われ、合わせて 13 名が参加した。

学外の新聞社等が実施する説明会について今後も参加を念頭にしているが、近年参加者が減少し 21 年は大阪会場では実施しない新聞社も現れており、今後の参加の形態等について検討する時期が来ている。

大学院課主管のものは web 開催の方が参加者が多かったという点を基に、実施形態等を踏まえた参加を検討したい。

京都では龍谷大学や京都産業大学での説明会を行えていないが、web での説明会の参加者には両大学からの参加者もいると思われる。両大学に対しては今後も引き続き接触を図るほか、web 説明会と対面説明会の両方の良いところを生かしつつ、説明会の実施形態を検討していきたい。

本学への主たる進学層である立命館大学法学部生をどのようにして法科大学院進学に振り向けるか、立命館大学法科大学院に進学させるかという観点からも、広報戦略を考える必要がある。

2013 年度入試より、立命館法学部生を主たる対象として入試過去問解説会を実施してきたが、年度を追うにつれ、参加者が減少していた。そもそも法科大学院進学希望者が減っていること、他大学でも同様の企画があり、新奇性に乏しくなってきたこと、などが原因として考えられる。そこで、法学部における法科大学院進学層の掘り起こしも狙いつつ、「A が取れる答案作成法」と打ち出し、低回生にもアピールできるようなものにリニューアルして実施したところ、参加者が急増したが（2019 年度参加者数 157 名）、その他の企画も含めて、ほとんどのイベントが実施できなかった。

2020 年度法学部 2 回生になる者は上述の法曹コースの 1 期生となる予定であり、彼らを 5 年一貫型教育選抜入試へと確実につなげるとともに、法曹コース以外の学生の進路選択の中から法科大学院への入学を希望する層を開拓するために、入試の説明会を行うことが必要であろう。

## 6. 2022 年度入試の改革点

2022 年度の入試においては、法曹コース対象 5 年一貫型特別選抜入試を追加すること、E 特別方式の中期日程を追加すること、そして、福岡会場の入試を前・中期ともに B 方式にすることとした。

## VI 学習・進路就職支援

### 1. 学習支援

#### (1) 履修指導

1 年次においては、必修単位数、受講登録上限単位数との関係でほぼ履修選択の余地はないが、2 年次以降は、学生が目指す様々な法曹に対応するため、市民生活密着型法曹、知的財産法務・税法務型法曹、ビジネス・企業法務型法曹、公共法務・環境法務型法曹、国際法務型法曹、刑事法務型法曹の 6 つの履修モデルに示された先端・展開科目の中から、履修するように指導している。

#### (2) 正課のフォローアップ

2020 年度も専任教員全員が年間を通じてオフィスアワーを設定し、時間割を作成して学生に公開している。また、授業終了後の質問の受付は、時間割が許す限り、すべての科目で励行されている。オフィスアワーを講義時間の後に設定したり、質問会形式を取ったりする

など工夫されている科目もある。

### (3) manaba+R の利用

シラバスの確認、資料のダウンロード、学習上の各種連絡等、法科大学院の学習生活上の連絡手段が、従来利用していた LET から manaba+R に統一化された。コロナ禍でほぼすべての講義が Web 講義となったことにより、教員・学生ともに manaba+R の利用率が飛躍的に向上した。

今後 LET は LEX/DB 等の法令・判例情報サービスのみに特化したサービスとなっている。

### (4) 入学前指導など

合格者ガイダンスは 10 月、1 月、3 月の計 3 回実施した。10 月のガイダンスでは「司法試験への道」と題して、憲法、商法、刑法の教員が司法試験をゴールとして、そこに向けて法科大学院ではどのような教育・学習をしていくかについて具体的に話す機会を設けた。法科大学院に入った後の具体的な学習をイメージさせることで、より入学の機運を高める狙いがあった。また 10 月には刑訴、12 月には民訴の教員による勉強会が実施され、本学教員との関係を作るとともに履修免除試験を受ける機運を高めた。3 月には本学を卒業した若手弁護士を囲むグループをつくり、各自が自分の課題に向けて法科大学院をどう利用するべきかの相談会を実施した。

入学前プログラムについては、未修者向けの民法の通信添削とスクーリングを実施している。

### (5) オリエンテーション企画

新型コロナウイルス感染症の影響により緊急事態宣言が発出されることを受け、入学式については中止となり、オリエンテーションについては例年より内容を圧縮して開催した。1 日目はカリキュラム・履修ガイダンス、学籍・学修生活ガイダンス、クラス別懇談会、2 日目は、先端展開科目ガイダンス、3 日目はワシントン・京都セミナーガイダンス、エクステンションセンター説明会、ライブラリーツアー、実務総合演習ガイダンス、4 日目は新入生サポーター制度の紹介を行った。

尚、中止となった入学式は代替として 2021 年 4 月に開催された。

### (6) エクスターンシップ・リーガルクリニック

本大学院の特色の 1 つである選択必修科目であるエクスターンシップ（法律事務所・自治体・企業研修）及びリーガルクリニックについては、春期受講者が夏期受講予定者に、夏期受講者が次年度の春期受講予定者にそれぞれ研修経験を伝えることによって、研修の充実を図っているところ、2020 年度は 6 月に経験交流会、10 月に選択希望説明会を実施した。

### (7) 授業懇談会・学生面談

春学期、秋学期とも学年毎に授業懇談会を行い、院生と講義内容や授業の持ち方等に関する質疑や意見交換を行った。法科大学院設置初期と異なり院生からの意見は減少しつつあるが、これまでと同様に、院生からの意見、要望は可能な限り授業に反映してきている。学生面接は、春学期・秋学期に 1 回ずつ実施し、院生の学習上の悩みや相談に対しアドバイスをを行った。さらに 2017 年度からは既修者向けに、入学直後のフォローアップ面談を開始した。



## 2. 進路就職指導

### (1) 司法試験について

司法試験に関する弁護士ゼミ等は 2020 年度もエクステンションセンターが実施した。エクステンションセンターは、立命館大学が学生・院生の進路・就職および卒業生を含む社会人の生涯教育に寄与することを目的として設置する全学のセンターであり（立命館大学「立命館大学エクステンションセンター運営規程」（2007年6月6日）1条）、本学法科大学院とは独立した組織である。

### (2) キャリアデザイン

法科大学院の在學生や修了生が将来進路である法曹像を明確化する機会を与えるために、2009 年度より、エクステンションセンター主催による講演会などが実施されている。

2017 年度以降、法科大学院生のキャリアデザインおよび就職支援を一層強化するため、さまざまな施策に取り組んでいる。2018 年度以降、オムロンエキスパートリンク社と提携し、キャリアコンサルタントの派遣を受けることで、法科大学院キャリアサポートルームを月 2～4 回開室することができた。年間を通じてのべ 44 件の相談があり、法科大学院生および専修生の潜在的なキャリア相談ニーズを掘り起こすことに成功した。

### (3) その他

本研究科は、開設以来、現行の司法試験において 2020 年度の合格者を含め、535 名の合格者を輩出し、わが国の法曹界に確固とした地位を築いてきた。また、法曹以外の分野でも、企業の法務部門や国家・地方公務員、裁判所事務官等に多様な人材を送り出している。

司法試験以外の進路へ変更した者や、受験回数制限を超えた者のキャリア支援については積年の課題であった。進路変更を希望する者に対する対応は、2009 年 10 月から、エクステンションセンターを朱雀キャンパスにおける 1 次相談窓口と設定し、エクステンションセンターでの相談を受けて進路変更希望に応じ、キャリアオフィス（民間企業へに就職希望の場合）やエクステンションセンターの公務員試験担当といった部署に対応を引き継ぐ体制が整備され、求人票の公開も行われてきたが、十分機能しているとは言いがたい状況であったが、オムロンエキスパートリンク社と協議を進めた結果、2018 年度から法務系で進路支援の経験が豊富なキャリアコンサルタントが週 1 回常駐し、また、キャリア関連の講演会などを実施している。

また、進路把握については、エクステンションセンターと協力し、電話などで法務専修生登録をしていない者の進路把握に取り組んだ。

## VII 教育支援体制・ティーチングアシスタント制度等の有効、適切な活用

授業活動に付随する事務的な作業の多くは、教授会及び各種委員会の決定に基づき、事務職員が担当している。また、大学院法学研究科の博士課程後期課程の学生を、教育活動補助のためのティーチングアシスタントとして採用する制度を設けている。この制度に基づき、学生からの質問対応、小テストの採点といった活動を担っているが、2020 年度の採用はなかった。法科大学院では、事務職員が 8 人配置され、教育を支援するための事務職員体制は整備されている。

## VIII 法務研究科の運営について

法務研究科運営上および教学上の重要事項を審議決定するため、長期休暇中を除いて、概ね隔週で法科大学院教授会を開催している。2020 年度においては、春学期に ZOOM で 9 回、秋学期に対面で 9 回、合計 18 回の教授会を開催した。

## Ⅸ 2020年度研究業績

教員名	種別	概要			
		名称	単著共著	発行/発表年	発行所・発表雑誌等
大下 英希	著書	『ハイブリッド刑法総論 (第3版)』	分担執筆	2020年4月	法律文化社 松宮孝明編 「第5章2 違法性の基礎」(143頁-155頁) 「第5章3 正当行為」(155頁-160頁)
	著書	『新・経済刑法入門 (第3版)』	共著	2020年12月	成文堂 齊藤豊治ほか編 「第18章 悪質商法と消費者保護」(288頁-302頁) 「第19章 利殖商法と消費者金融の規制」(303頁-315頁)
	論文	「刑法96条の6第1項の現状と課題」	単著	2020年8月	『立命館法学』390号134頁-182頁
北村 和生	著書	『自治体法務検定公式テキスト基本法務編2021年度』	共著	2021年3月	第一法規 188頁-193頁、203頁-208頁(交告尚史と共同執筆)、238頁-255頁(田村達久と共同執筆)、256頁-265頁。
	著書	『行政訴訟の実務』	共著	2021年3月	第一法規 771頁-823頁、1171頁-1179頁
倉田 玲	著書	『入門 憲法学—憲法原理から日本社会を考える』	共著	2020年4月	法律文化社 京都憲法会議(監修)木藤伸一朗・倉田原志・奥野恒久(編),執筆分担箇所:「裁判所」(150頁-162頁)
	著書	『憲法問題のソリューション』	共著	2021年3月	日本評論社 市川正人・倉田玲・小松浩(編),執筆分担箇所:「民主主義—臨時国会の召集決定をめぐる民主主義と司法審査」(157頁-168頁),「あとがき」(181頁-182頁)
	論文	「棄権の自由」	単著	2021年3月	『立命館法学』393・394号278頁-298頁
	その他	「性別変更審判の非婚要件の合憲性」(最新裁判例研究/憲法)	単著	2020年9月	『法学セミナー』789号110頁
	その他	「参院比例選の特定枠制度の合憲性」(最新裁判例研究/憲法)		2021年3月	『法学セミナー』795号118頁

坂田 隆介	著書	『憲法学の現在地』	共著	2020年12月	日本評論社 共著者：山本龍彦、横大道聡 271頁-283頁
	論文	「「いのちのとりで裁判」と生存権」	単著	2021年2月	『時の法令』（朝陽会） 2115号、55頁-61頁
	論文	「アメリカにおける福祉権論」	単著	2021年3月	『立命館法学』393・394号 378頁-406頁
島田 志帆	論文	「相続と名義書換」	単著	2020年7月	『立命館法学』 2020年 2号 322頁-344頁
	論文	判例研究「後の株主総会決議不存確認の訴えが併合された場合における取締役選解任決議取消しの訴えの利益」	単著	2020年9月	『法学研究』（慶應義塾大学法学研究会） 第93巻 第9号 107頁-116頁
高田 昭正	その他	〔座談会〕共同研究の展開とその意義—実践と理論の架け橋を目指して	共著	2020年12月	現代人文社『刑事法学と刑事弁護の協働と展望—大出良知・高田昭正・川崎英明・白取祐司先生古稀祝賀論文集』
中村 康江	論文	「任期短縮の定款変更による取締役の退任と会社法339条2項の類推適用」	単著	2021年3月	『立命館法学』393・394号 568頁-586頁
中山 布紗	論文	「滞納処分による差押えの処分制限効と民法395条の明渡猶予制度—最三決平成30年4月17日の意義—」	単著	2021年3月	『立命館法学』393・394号 下巻 587頁-595頁
平野 哲郎	著書	『実践民事執行法・民事保全法第3版』	単著	2020年9月	日本評論社 576頁
	論文	「米国の『対話と解決プログラム（CRP）』における当事者ケア」	単著	2020年6月	『患者安全推進ジャーナル60号』 32頁-34頁
	論文	「医療ADR（裁判外紛争解決）の活動と利用者調査—医療紛争相談センター（千葉）利用者に対するアンケート集計結果を中心に—」	共著	2020年12月	『立命館法学』391号 360頁-396頁
	その他	「無痛分娩に際して陣痛促進剤の投与方法等に5点の過誤を認めたものの、これらの過誤と児の脳性麻痺との因果関係が認められず、請求が棄却された事例（京都地判平成30・3・27判時2388号56頁）」	共著	2020年10月	『年報医事法学』35号 165頁-175頁
	その他	「医事裁判例の動向」	単著	2020年11月	『民事判例』21号 62頁-66頁

	その他	「民事系科目〔第3問〕解説」	単著	2021年2月	別冊『法学セミナー「司法試験の問題と解説2020」』162頁-170頁
刈野 貴生	著書	『刑事法学と刑事弁護の協働と展望』	共編著	2020年12月	現代人文社 190頁-216頁
	論文	「供述の自由保障としての黙秘権と立会権」	単著	2020年10月	法律時報 92巻 11号 110頁-113頁
	論文	「刑事司法」	単著	2021年2月	中央法規 日本ソーシャルワーク教育学校連盟編『最新社会福祉士養成講座・精神保健福祉士養成講座 10 刑事司法と福祉』 65頁-84頁
	その他	「二時間でわかる！ 違法収集証拠—基礎から最新の議論まで—」日本弁護士連合会編『日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題<令和元年度研修版>』	共著	2020年8月	第一法規 日本弁護士連合会編『日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題<令和元年度研修版>』 443頁-474頁（単独執筆箇所 444頁-462頁）
松岡 久和	著書	『新プリメール民法3 債権総論〔第2版〕』	共著	2020年4月	法律文化社 1頁-4頁
	著書	『新・コンメンタール 民法（財産法）〔第2版〕』	共編著	2020年9月	日本評論社 全1316頁の編集調整を共同担当。322頁-425頁、455頁-464頁、466頁-471頁（303条のみ中田と共著）、586頁-607頁、1177頁-1200頁担当
	著書	『改正債権法コンメンタール』	共編著	2020年10月	法律文化社 全1010頁全体を企画・編集。3頁-11頁担当
	論文	寄託中の動産の所有権移転	単著	2020年8月	日本評論社『現代市民社会における法の役割』457頁-483頁
	論文	譲渡担保立法の向かうべき方向	単著	2020年10月	日本評論社『法律時報』92巻 11号 8頁-13頁
	その他	投資取引と勧誘業者の説明義務	単著	2020年9月	有斐閣『消費者法判例百選〔第2版〕』（別冊ジュリスト 249号）152頁-153頁
	その他	デイリー六法〔令和3年版〕	共著	2020年10月	三省堂
	松宮 孝明	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論と実務：各論（第7回）窃盗・横領の罪（領得罪）	単著	2020年4月
論文		ロー・クラス 現代刑法の理	単著	2020年5月	『法学セミナー』784号

		論と実務：各論(第8回) 強盗の罪			99-105頁
	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論と実務：各論(第9回) 詐欺・恐喝の罪(1)	単著	2020年6月	『法学セミナー』785号 87-93頁
	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論と実務：各論(第10回) 詐欺・恐喝の罪(2)	単著	2020年7月	『法学セミナー』786号 99-105頁
	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論と実務：各論(第11回) 背任の罪	単著	2020年8月	『法学セミナー』787号 116-122頁
	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論と実務：各論(第12回) 盗品等に関する罪、毀棄および隠匿の罪	単著	2020年9月	『法学セミナー』788号 99-104頁
	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論と実務：各論(第13回) 公共危険犯、放火および失火の罪	単著	2020年10月	『法学セミナー』789号 96-102頁
	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論と実務：各論(第14回) 偽造—「公共の信用」に対する罪	単著	2020年11月	『法学セミナー』790号 108-114頁
	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論と実務：各論(第15回) 偽造(2)、風俗犯	単著	2020年12月	『法学セミナー』791号 96-102頁
	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論と実務：各論(第16回) 公務妨害の罪	単著	2021年1月	『法学セミナー』792号 84-90頁
	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論と実務：各論(第17回) 司法作用に対する罪	単著	2021年2月	『法学セミナー』793号 104-110頁
	論文	ロー・クラス 現代刑法の理論と実務：各論(第18回) 汚職の罪	単著	2021年3月	『法学セミナー』794号 107-113頁
	論文	不法残留者との同居と不法残留の幫助	単著	2021年1月	『立命館法学』392号1頁 -17頁
	論文	「救助的因果経過の阻止」 についての一考察—最決 令和2・8・24を素材に—	単著	2021年3月	『立命館法学』393・394号 645頁-659頁
	その他	『ギュンター・ヤコブス著 作集[第2巻]刑法と刑罰の 機能	編訳	2020年4月	成文堂
松本 克美	著書	『現代家族法講座・第2巻 婚姻と離婚』	共著	2020年5月	日本評論社「貞操義務の非 法化」を執筆
	著書	『吉村良一先生古稀記念論 集・現代市民社会における	共著	2020年8月	日本評論社「原賠法上の責 任集中原則の信義則による

	法の役割』			制限的解釈論」を執筆
論文	「異質損害の遅発と時効起算点」	単著	2020年8月	『末川民事法研究』第6号 35頁-49頁
論文	「PTSDの法的意義—直接の身体侵襲を伴わないPTSDの発症に対する損害賠償請求権の消滅時効期間論も見据えて」	単著	2020年8月	『立命館法学』390号 761頁-791頁
論文	「建築基準法違反の建物の建築請負契約の効力」	単著	2020年8月	『消費者法判例百選・第2版』174頁-175頁
論文	「日帰り温泉施設でのレジオネラ菌に感染したことによるPTSDによる後遺障害の発生を否定し、その余の損害について不法行為責任を認めた事例」	単著	2020年9月	『新・判例解説 Watch』 27号 61頁-64頁
論文	「労基法における賃金請求権の消滅時効—民法学の立場から—」	単著	2020年9月	『労働法律旬報』1967号 15頁-19頁
論文	「ミニシンポジウム・企画趣旨・戦後補償問題は『解決済み』か?—日韓問題を中心に」	単著	2020年9月	『法の科学』51号 120頁-125頁
論文	「民法旧724条後段20年期間=除斥期間説の違憲無効論」	単著	2020年12月	『立命館法学』391号 1202頁-1241頁
論文	「立命館大学法科大学院における女性と人権クリニックについて」	単著	2021年1月	『法曹養成と臨床教育』 13号 21頁-27頁
論文	「石綿由来の肺がんになり患したことを理由とする国家賠償請求における遅延損害金の起算日」	単著	2021年2月	『私法判例リマークス』 62号 38頁-41頁
論文	「冤罪と時効」	単著	2021年3月	『立命館法学』393・394号 2430頁-2456頁
論文	「夫婦の一方が他方と不貞行為に及んだ第三者に対し離婚に伴う慰謝料を請求することの可否」	単著	2021年3月	『末川民事法研究』7号 39頁-46頁
その他	「女性と人権クリニック」(LCII)	学会報告	2020年6月	臨床法学教育学会,zoom,
その他	「コロナ禍で実施した『女性と人権クリニック』(LCII)」	シンポジウム報告	2021年1月	早稲田大学臨床法学教育研究所主催 シンポジウム「コロナ禍におけるリーガル・クリニック教育の実践と課題」,zoom

	その他	「児童期性虐待被害の修復と<時の壁>」	講演会	2021年2月	立命館大学人間科学研究所、創立20周年企画・連続講座「危機と人間科学」,zoom
湊 二郎	論文	「計画確定決定と計画補完・補完手続(1)」	単著	2020年12月	『立命館法学』391号73頁-116頁
	論文	「計画確定決定と計画補完・補完手続(2・完)」	単著	2021年2月	『立命館法学』392号52頁-92頁
	論文	「計画確定決定に対する市町村の計画高権の保護」	単著	2021年3月	『立命館法学』393・394号718頁-735頁
	その他	「不利益処分予防を目的として公的義務の不存在確認を求める無名抗告訴訟の適法性」	単著	2020年4月	日本評論社『新・判例解説 Watch/2020年4月』37頁-40頁
村田 敏一	論文	保険契約の類型論と規律の性質	単著	2020年10月	『商事法務』2244号16頁-25頁
	論文	スチュワードシップ・コードの再改訂について - 英国と日本 -	単著	2021年3月	『立命館法学』393・394号760頁-777頁
	その他	ホテル内に来店するマッサージ店の施術の過誤に関して会社法九条の類推適用に基づくホテル運営会社の責任が肯定された事例	単著	2020年10月	『商事法務』2243号77頁-83頁 判例研究
山口 直也	論文	「国際人権基準及び海外法制の観点から見た少年法改正案—特定少年「保護」という欺瞞」	単著	2021年3月	『法と民主主義』556号15頁-18頁
	その他	「若年者に対する新たな処分」	単著	2020年9月	『刑法雑誌』59巻3号517-519頁
和田 真一	著書	『新・コンメンタール民法(財産法)[第2版]』	共著	2020年9月	日本評論社 1201頁-1231頁
	論文	「風営法規制を利用した出店阻止行為からの営業の保護と限界」	単著	2020年8月	『現代市民社会における法の役割』(日本評論社)所収 429頁-455頁
	その他	『私法判例リマックス 61号』	共著	2020年8月	日本評論社 62頁-65頁
森下 弘	論文	えん罪事件の諸問題—東住吉事件の経験を基に	単著	2020年12月	現代人文社 『刑事法学と刑事弁護の協働と展望』111頁-132頁

以上